

土曜授業導入の経緯

1 完全学校週5日制

平成14年4月1日から実施（平成13年3月4日付け13文科初第1000号で通知）

（趣旨）

完全学校週5日制は、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに社会体験や自然体験などの様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」をはぐくむものである。

各教育委員会及び学校は、この趣旨の実現に向けた取組を一層充実すること。

2 関係通知

ア 平成20年12月2日付け20教指企第736号「学校週5日制の下での土曜日の活用について（通知）」（東京都教育委員会）

イ 平成20年12月4日付け20練教学指第2689号「学校週5日制の下での土曜日の活用について（通知）」（練馬区教育委員会）

→ 新しい学習指導要領の移行措置期間及び全面実施において増加する授業時数への対応策として、区教育委員会では、土曜日に授業を実施することは学校週5日制の趣旨を尊重することや社会において週休2日制が定着してきていることから実施は難しいと判断し、長期休業日を短縮することに決定した。

ウ 平成22年1月14日付け21教指企第1001号「小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について（通知）」（東京都教育委員会）

（内容）

確かな学力の定着を図る授業の公開、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室、保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業を実施する。

（回数）

土曜日における教育課程に位置付けられた授業の実施は、各月2回を上限とする。

（週休日の変更等）

実施に当たっては、条例等に基づき、週休日の変更等を行う。

エ 平成22年1月18日付け21練教学指第3219号「練馬区立小中学校における学校週5日制の下での土曜日の活用について（通知）」（練馬区教育委員会）

→ 本区では平成21年度から夏季休業日を一部短縮して、授業時数の確保に努めた。土曜日を活用した教育活動として、公開授業や道徳授業地区公開講座等の学校公開、運動会や学芸会等の学校行事を実施するなど、保護者・地域住民等に開かれた学校づくりを進める観点から、適切な教育課程を編成する。

オ 平成23年10月4日付け校長会提案資料および平成23年12月1日付け保護者配布資料

→ 振替休業日を設定しない土曜授業を全小中学校で実施する。

① 平成24年度については、下表の○の月の第二土曜日に振替休業日を設定しない土曜授業を実施することを原則とする。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施の有無			○	○		○	○	○	○	○	○	

② 午前授業を原則とする。（給食なし）

* 土曜日の教育活動は保護者が参観することができる。

→ 夏季休業日の短縮を廃止する。

① 夏季休業日は7月21日から8月31日までとする。

② 練馬区立学校の管理運営に関する規則において所要の改定を行った。